



定年退職者の方

定年前後に知っておきたい手続き 退職理由によって給付日数が変わる

給付日数は退職理由によって異なる

雇用保険・基本手当の給付日数は「雇用保険に加入していた期間（被保険者期間）」と「退職時の年齢」によって決まります。また、「退職理由」の違いによっても「給付日数」が大きく異なります。

ここでは、「一般的な自己都合」、「解雇、倒産、雇止めなどの会社都合退職」、「障がい者等の就職が困難な者」の3つに分けて失業保険の給付日数をご紹介します。この退職理由については、ハローワークが法律の判断基準に沿って決定します。なお、通常の定年退職は一般の受給資格者となります。

雇用の給付日数

雇用保険の各種給付日数

【一般の受給資格者】

一般的な自己都合退職など

被保険者期間 退職時年齢	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

【特定受給資格者】

解雇、事業の倒産、雇止めなどの会社都合退職など

被保険者期間 退職時年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上

30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上 35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	120日	210日	240日

【障がい者等の就職困難者】

退職時年齢 被保険者期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ -医療費控除支援サービス-

新サービス登場！



年間
医療費

10万円^{以上}

※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

支払っていませんか？

支払った医療費が10万円を超えていれば
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります！

➤

詳細はこちら